

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		補足-370-4【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料】	工認資料構成の相違 (以下、章番号や図番号等の相違については、差異理由の記載を省略)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <p>補足1 局所エリアの漏えいガスの滞留…………… 補足1-1</p> <p>補足2 原子炉建屋内水素濃度の適用性について…………… 補足2-1</p> <p>補足3 触媒基材（アルミナ）について…………… 補足3-1</p> <p>補足4 原子炉格納容器頂部注水系について…………… 補足4-1</p> <p>補足5 原子炉建屋地上3階大物搬入口ハッチカバーについて…………… 補足5-1</p> <p>補足6 可搬型窒素ガス供給装置について…………… 補足6-1</p> <p>補足7 「設置（変更）許可申請書 添付書類十 可燃性ガスの発生」における可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内水素及び酸素制御について 補足7-1</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>・女川はPARにより水素爆発損傷防止対策が可能であること、また非常用ガス処理系は、水素処理を目的として設置した設備ではないことからSA設備とはしていないため、記載していない。(理由①)</p>